加藤　学	衆議院議員	学信会	主たる事務所の所在地	東京都台東区駒形一―六―三	
川口　博	衆議院議員	博永会	主たる事務所の所在地	秋田県大館市清水二―一―六八	
川村秀三郎	衆議院議員	秀栄会	主たる事務所の所在地	宮崎県宮崎市堀川町八	
櫛渕　万里	衆議院議員	くしぶち万里同風の会	主たる事務所の所在地	東京都町田市森野一―九―一八	
小平　忠正	衆議院議員	新政治推進協議会	主たる事務所の所在地	北海道岩見沢市四条西七	
後藤　茂之	衆議院議員	藤信会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	
髙松　和夫	衆議院議員	東京高和会	主たる事務所の所在地	東京都品川区北品川三―六―四七	
橋本　勉	衆議院議員	橋本べん維新の会	主たる事務所の所在地	岐阜県大垣市林町五―二三	
平山　泰朗	衆議院議員	平成壱の会	主たる事務所の所在地	東京都足立区千住関屋町一七―一五	
福田衣里子	衆議院議員	福田えりこ後援会	主たる事務所の所在地	長崎県長崎市三景台町一三―一五	
福田　康夫	衆議院議員	千代田経済懇話会	主たる事務所の所在地	群馬県高崎市緑町三―六―三	
藤井　孝男	衆議院議員	藤井孝男後援会	公職の種類	衆議院議員	
藤村　修	衆議院議員	大阪マルチメディア研究会	主たる事務所の所在地	大阪府吹田市西の庄町七―二〇	
前田　一男	衆議院議員	前翔会	政治団体の名称	前翔会	
松浦　武志	衆議院議員	特別会計を改革する会	主たる事務所の所在地	埼玉県狭山市大字南入曽六一四―六	
松岡　広隆	衆議院議員	松岡広隆後援会	主たる事務所の所在地	大阪府豊中市曽根西町一―二―四	
松崎　哲久	衆議院議員	基本政策研究会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区下落合一―五―一〇	
宮路　和明	衆議院議員	和政会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	
森岡洋一郎	衆議院議員	人財交友会	主たる事務所の所在地	埼玉県春日部市粕壁東一―一―七	
矢崎　公二	衆議院議員	矢崎政策研究会	主たる事務所の所在地	東京都国立市中一―八―三〇	
義家　弘介	衆議院議員	義家弘介後援会	公職の種類	衆議院議員	
			主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	

○総務省告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

(一)	法第十九条第三項第一号による届出				
	資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
	横**粂**　勝仁	衆議院議員	プロジェクトA	東京都千代田区永田町二―一―二	横**粂**　勝仁	二四、一二、二五
	吉泉　秀男	衆議院議員	吉泉ひでお後援会	東京都千代田区永田町二―二―一	吉泉　秀男	二四、一二、二七
(二)	法第十九条第三項第二号による届出					
	届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
	東　順治	衆議院議員	ビジョン21	福岡県福岡市博多区奈良屋町一―六	東　順治	二四、一二、二七
	伊藤　和央	参議院議員	伊藤和央後援会	東京都狛江市岩戸南二―一三―一	伊藤　和央	二五、一、二二
	葛西　孝彦	参議院議員	あおいかぜの会	東京都中野区中野二―一三―二一	葛西　孝彦	二五、一、二四
	加藤　紘一	衆議院議員	紘友会	東京都千代田区永田町二―一―二	加藤　紘一	二五、一、一七
	滝　実	衆議院議員	活力ある社会を創造する会	東京都千代田区永田町二―一―二	滝　実	二五、一、二二
	百武　威	衆議院議員	百実会	奈良県大和郡山市藤原町二―一二	百武　威	二五、一、二五
	藤井　裕久	衆議院議員	藤井裕久を支える会	東京都千代田区永田町二―二―一	藤井　裕久	二五、一、八

○厚生労働省告示第七十六号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十五年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　調査の期日

1　世帯票、健康票及び介護票に係る調査にあっては、平成二十五年六月六日とする。

2　所得票及び貯蓄票に係る調査にあっては、平成二十五年七月十一日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　健康票は、別記様式二によるものとする。

3　介護票は、別記様式三によるものとする。

4　所得票は、別記様式四によるものとする。

5　貯蓄票は、別記様式五によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成二十五年七月十九日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成二十五年八月十四日とする。